

# 平成30年度第1回野田市環境審議会 会議次第

《日時》平成30年4月20日(金) 10:00～

《場所》野田市役所 高層棟5階 511・512会議室

1 会長挨拶

2 市長挨拶

3 議 事

議案第1号 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生  
の防止に関する条例の制定について

(1)パブリック・コメント手続の意見募集の結果について

4 答 申

野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関  
する条例の制定について

5 そ の 他

# 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例(案)概要

## 1 条例制定の目的

野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（現行条例）の規制対象外としている再生土等を使用した埋立て等に対応するため、埋立てに使用される土砂等（再生土等を含む。）の安全基準や、埋立て面積が3,000㎡以上の埋立て行為についても市が独自で規制（県条例の適用除外）できるように現行条例を廃止し、新たに条例を制定しようとするものです。

## 2 条例制定(案)と現行条例との主な変更点

### (1) 県条例の適用除外

市町村が独自の施策を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申出により県条例の適用を除外することとしており、県条例では、土砂等の埋立て等による面積3,000㎡以上が規制対象ですが、市内における300㎡以上の埋立て等については、すべて市条例で規制することとし、県条例の規制を除外します。

ただし、県とは引き続き連携し、不適正な土砂等の埋立て等を監視するとともに、技術的な助言、情報提供等の支援を受けながら土壌の汚染及び災害の発生の防止を図ります。

#### ○県条例適用除外市町一覧（19市町）

千葉市、船橋市、芝山町、佐倉市、成田市、神埼町、八街市、銚子市、東金市、山武市、柏市、四街道市、木更津市、勝浦市、富津市、君津市、鋸南町、大多喜町、印西市

### (2) 定義の見直し【第2条】

#### ① 「土砂等」の定義

自然物である山砂や建設発生土など、地盤を掘削して発生した土砂以外に、建設汚泥等を再生処理したもの（再生土等）を規制するため、土砂等の定義を見直します。

【現行】 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

【制定案】 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積の用に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの

② 埋立て等事業区域面積による区分の見直し

県条例の適用除外に伴い、埋立て事業の区分を次のとおり変更します。

【現 行】

区分	事業区域面積
小規模埋立て等	300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
一時堆積	300 m <sup>2</sup> 以上

【制定案】

区分	事業区域面積
特定事業	300 m <sup>2</sup> 以上
小規模埋立て等	300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
一時堆積特定事業	300 m <sup>2</sup> 以上

(3) 事業者の責務規定の変更【第3条】

- ① 埋立て事業を行う者について、土砂等の減量化と有効利用に努めることを規定します。
- ② 土砂等を運搬する者について、土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染の恐れがある土砂等を運搬しないよう努めることを規定します。
- ③ 埋立て事業を行う者について、埋立て区域の周辺関係者に対し事業内容を説明し、理解を得るよう努めることを規定します。

(4) 土地所有者の責務規定の追加【第4条】

土地の所有者について、埋立て等による土壌の汚染や災害が発生するおそれのないことを確認し、おそれのある場合は土地を提供することのないよう努めることを規定します。

(5) 土砂等の安全基準及び安全基準に満たない土砂等の埋立て等禁止規定の追加

【第6条・第7条】

- ① 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準について、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に加え、ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準や土壌汚染対策法に規定する基準に準じて規定します。(基準値等は、法令等の改正に柔軟に対応するため、規則に規定します。)
- ② 安全基準に満たない土砂等による埋立て等は禁止とし、安全基準に満たない土砂等の使用を確認した場合は、近隣への影響に鑑み、市長は住民へ情報提供を行うことができることを規定します。
- ③ 安全基準に満たない土砂等の埋立て等のおそれがあるときは、市長は土砂等の埋立て等の停止等について命令できることを規定するとともに、安全基準に満たない土砂等の埋立て等を確認したときは、土砂等の撤去等を命令できることを規定します。

**(6) 土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置規定の追加【第8条】**

- ① 土砂等の埋立て等に起因する土砂等の崩落、飛散、又は流出が発生しないよう必要な措置を講じることを規定します。
- ② 土砂等の崩落等のおそれがある場合は、面積要件にかかわらず、市長は災害の発生を防止する措置を講じるよう指導できることを規定します。

**(7) 特定事業の許可【第9条】**

「土砂等」の定義の見直しにより、自然物である山砂や建設発生土又は再生土等による特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

**(8) 土地所有者等の同意等に関する規定の追加【第10条】**

- ① 埋立て事業の許可申請を行う事業者は、事業区域内の土地所有者に対して事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。
- ② 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。
- ③ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対して、事業内容を説明し、同意を得なければならないことを規定します。

**(9) 事前協議の規定の追加【第11条】**

許可の申請前に事前協議を行わなければならないことを規定します。

ただし、小規模埋立て事業及び面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満の一時堆積特定事業は省略できるものとします。

**(10) 許可申請の規定の見直し【第12条】**

- ① 申請書に記載する事項について、県条例に準じ、次の事項を規定します。
  - ・ 現場事務所の設置計画及び位置、現場責任者の氏名及び職名  
ただし、事業区域の面積が3,000㎡未満の場合は、現場責任者の氏名及び職名のみとします。
  - ・ 事業区域の表土の地質の状況
  - ・ 事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
  - ・ 事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置
- ② 申請書に添付する書類について、県条例に準じ、次の書類を規定します。
  - ・ 事業区域内の土地所有者の同意書
  - ・ 事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものの同意書
  - ・ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民の同意書

**(11) 許可申請の制限規定の追加【第 13 条】**

県条例の適用除外に伴い、3,000 m<sup>2</sup>以上の埋立て等事業についても市許可となるため、300 m<sup>2</sup>以上の埋立て等事業の期間を県条例と同じく最大3年と規定し、一時堆積事業の期間は最大1年と規定します。

**(12) 許可基準規定の変更【第 14 条】**

① 次の許可基準に関する欠格要件を県条例と同等に規定します。

- ・ 条例に基づく措置命令を完了していない者
- ・ 条例に基づく許可の取消しの日から3年を経過しない者
- ・ 埋立て等事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・ 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者)がその事業活動を支配する者

② 次の許可基準に関する要件を県条例と同等に規定します。

- ・ 土砂等の搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- ・ 事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- ・ 事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置が図られていること。

**(13) 変更許可の規定の変更【第 15 条】**

埋立て等事業の許可を変更する場合の規定について、次の事項を規定します。

- ・ 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。
- ・ 事業区域に隣接する土地所有者及び近隣住民に対し、事業の変更内容を説明し、同意を得なければならない。
- ・ 事業期間の変更は、当初許可期間の満了日から1年を超えて変更できません。
- ・ 事業区域を増やす変更は、当初許可区域の2割を超えて変更できません。
- ・ 当初許可が小規模埋立て事業である場合は、3,000 m<sup>2</sup>を超える面積変更はできません。

**(14) 名義貸しの禁止規定の追加【第 17 条】**

許可を受けた者が自ら事業を行わず、他者へ事業を行わせることを禁止することを規定します。

**(15) 事業着手届の規定の追加【第 18 条】**

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手日から7日以内に届け出なければならないことを規定します。

**(16) 土砂等管理台帳の整備規定の追加【第 20 条】**

埋立て等事業に使用した土砂等は、発生場所又は購入場所ごとに、次のとおり土砂等管理台帳を作成しなければならないことを規定します。

- ・ 土砂等管理台帳には、発生場所等からの運搬手段、土砂等を搬入する過程において一時的に堆積が行われた場所、1日あたりの量
- ・ 土砂等管理台帳の写しを定期的に市長に報告しなければなりません。

**(17) 地質検査等の報告規定の変更【第 21 条】**

許可を受けたものは、地質検査及び水質検査を行い、安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならないことを規定します。

**(18) 事業の廃止(中止)、完了、終了の手続き規定の変更**

**【第 24 条・第 25 条・第 26 条】**

埋立て等事業の完了等の手続きは、現行の完了及び廃止手続きのほか、終了の手続きが追加され、いずれかの手続きを行わなければなりません。

廃止	許可を受けたものの計画していた事業に着手できない場合や許可期間満了前に事業を施工途中で終わらせる場合
中止	施工途中で一時的に事業を中止し、後に再開する場合 ※ 中止しようとする期間が許可期間を超える場合は廃止
完了	許可を受けた計画どおりに許可期間内に事業を完了した場合
終了	許可期間内に事業を完了できない場合

**(19) 譲受けの手続き規定の追加【第 27 条】**

埋立て事業の許可を受けた者から埋立て事業を譲り受けようとする場合の規定について、次のとおり規定します。

- ・ 埋立て事業を譲り受けようとする場合、市長の許可を受けなければならない。
- ・ 事業区域内の土地所有者、事業区域内の土地に地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものに対し、譲受けの内容について説明し、同意を得なければならない。
- ・ 事業区域に隣接する土地所有者に対し、譲受けの内容について説明し、同意を得なければならない。

**(20) 許可の取消し基準の追加【第 30 条】**

許可の取消し基準について、県条例に準じ、次のとおり規定します。

- ・ 安全基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行ったとき。
- ・ 土壌の汚染を防止するための措置命令に違反したとき。
- ・ 埋立て事業を引き続き1年以上行っていないとき。
- ・ 欠格要件に至ったとき又は欠格要件に該当していることが判明したとき。
- ・ 相続等により地位を承継した者が、許可の欠格要件に該当するとき。

## (21) 関係書類等の保存規定の追加【第 32 条】

- ① 許可を受けた事業者は、事業の廃止、完了又は終了の届出をした日から5年間、提出した書類及び図面の写しを保存しなければならないことを規定します。
- ② 提出した書類の写しについて、電磁的記録による保存を認めることを規定します。

## (22) 土地所有者の義務規定の追加【第 33 条・第 34 条】

県条例の適用除外に伴い、土地所有者の義務（埋立て事業完了後の土地利用計画を考慮した事業内容の確認、施工状況の把握）及び土地所有者に対する措置命令（土地所有者に対する安全基準に満たない土砂等の撤去等の命令）について、規定します。

## (23) 立入検査規定の追加【第 36 条】

市の職員が土砂等の埋立ての事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等の検査を行った際に、安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、試験用の土砂等を無償で採取させることができることを規定します。

## (24) 手数料の追加【第 38 条】

県条例の適用除外に伴い、埋立て等区域面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の許可申請手数料について、県条例に準じ、許可申請手数料を規定します。

許可申請項目	許可申請手数料
新規許可（埋立て区域面積が 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満）	1 件につき 20,000 円
〃（埋立て区域面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上）	1 件につき 48,000 円
変更許可（埋立て区域面積が 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満）	1 件につき 10,000 円
〃（埋立て区域面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上）	1 件につき 28,000 円
譲受け許可	1 件につき 28,000 円

## (25) 罰則の変更【第 40 条・第 41 条・第 42 条】

県条例や近隣自治体と均衡を図り、次のとおり規定します。

- ① 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する要件
  - ・ 無許可で埋立て等事業を行った者
  - ・ 措置命令に違反した者
  - ・ 名義貸しを行った者【追加】
- ② 50 万円以下の罰金に処する要件
  - ・ 土砂等搬入届の違反を行った者
  - ・ 必要な報告を怠った又は虚偽の報告をした者
  - ・ 立入検査の拒否、虚偽の答弁を行った者
  - ・ 土砂等管理台帳の未作成、虚偽記載を行った者【追加】
  - ・ 土砂等管理台帳を保存しなかった者【追加】
- ③ 30 万円以下の罰金に処する要件
  - ・ 必要な届出を怠った、又は虚偽の届出をした者
  - ・ 標識の掲示等に違反した者【追加】
  - ・ 市に提出した書類の写しの保存義務に違反した者【追加】

# 条例制定案及び現行条例対照表

(下線の部分は改正部分)

制 定 案	現 行
<p><u>野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条—第5条)</u></p> <p><u>第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(第6条)</u></p> <p><u>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第7条・第8条)</u></p> <p><u>第4章 特定事業の規制(第9条—第32条)</u></p> <p><u>第5章 特定事業に係る土地所有者の義務等(第33条・第34条)</u></p> <p><u>第6章 雑則(35条—第39条)</u></p> <p><u>第7章 罰則(第40条—第43条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>土砂等の埋立て等</u> <u>土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物その他土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積の用に供する物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)</u>をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への<u>土砂等の堆積</u>(製品の製造又は加工のための原材料の<u>堆積</u>を除く。)を行う行為をいう。</p> <p>(2) <u>特定事業</u> <u>土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場</u></p>	<p><u>野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>本市における土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>土砂等の埋立て等</u> <u>土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)をいう。以下同じ。)</u>による土地の埋立て、盛土その他の土地への<u>土砂等のたい積</u>(製品の製造又は加工のための原材料の<u>たい積</u>を除く。)行為をいう。</p>

所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル以上であるものをいう。

(3) 小規模埋立て等 特定事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3,000 平方メートル未満であるものをいう。

(4) 一時堆積特定事業 特定事業であって、他の場所への土砂等の搬出を目的として当該土砂等の堆積を行うものをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

5 事業者は、土砂等の埋立て等に供する区域の周辺の関係者に対し、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第 4 条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(市の責務)

(2) 小規模埋立て等 土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が、300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満であるものをいう。

(事業者の責務)

第 3 条 小規模埋立て等を行う者(以下この条において「事業者」という。)は、小規模埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、小規模埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等の監視、住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 2 章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準  
(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準)

第 6 条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項に規定する土壌の汚染に係る環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 7 条に規定するダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 6 条第 1 項第 1 号に規定する基準及び水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項に規定する排水基準に準じて、規則で定める。

第 3 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等  
(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第 7 条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該土砂等の埋立て

第 4 条 市は、小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、小規模埋立て等の状況の把握、不適正な埋立て等の監視、住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるものとする。

等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第 8 条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

#### 第 4 章 特定事業の規制

(特定事業の許可等)

第 9 条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

(2) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(特定事業に係る土地所有者等の同意等)

第 10 条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第 12 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項

(許可)

第 5 条 小規模埋立て等を行おうとする者は、小規模埋立て等に供する区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立て等が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業

(2) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他の法令及び条例に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(3) その他許可の必要がないものと市長が認めた事業

を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)並びに当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。

(事前協議)

第 11 条 第 9 条又は第 15 条第 1 項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、小規模埋立て等及び一時堆積特定事業(特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満のものに限る。)にあっては当該協議を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該許可の申請をしようとする者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(許可の申請)

第 12 条 第 9 条の許可(一時堆積特定事業の許可を除く。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(2) 特定事業区域の位置及び面積

(3) 現場責任者の氏名及び職名。ただし、特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上の場合にあっては、現場事務所(土砂等の搬入(次項に規定する一時堆積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

(許可の申請)

第 6 条 前条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積

(4) 特定事業区域の表土の地質の状況

(5) 特定事業に使用される土砂等の量

(6) 特定事業の期間

(7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

(8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(11) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第9条の許可を受けようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)

(3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

(4) 特定事業の期間

(5) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

(6) 特定事業に供する施設及び特定事業区域(以下「特定事業場」という。)の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造

(7) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

(3) 小規模埋立て等に使用される土砂等の量及びその期間

(4) 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造

(5) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする小規模埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模埋立て等(以下「一時たい積」という。)である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその期間

(3) 小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造

(8) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(申請の制限)

第13条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年(当該許可の申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は1年)を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第14条 市長は、第9条の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第30条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る野田市行政手続条例(平成8年野田市条例第26号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であつた者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第30条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第30条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠

(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

実な行為をするおそれがあると認め  
るに足りる相当の理由がある者

オ 野田市暴力団排除条例(平成 23 年野  
田市条例第 30 号)第 2 条第 3 号に規定  
する暴力団員等(以下「暴力団員等」と  
いう。)

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力  
を有しない未成年者でその法定代理人  
(法定代理人が法人である場合におい  
ては、その役員を含む。)がアからオま  
でのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使  
用人のうちにアからオまでのいずれか  
に該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちに  
アからオまでのいずれかに該当する者  
のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配す  
る者

(2) 第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する  
同意を得ていること。

(3) 特定事業が 3 年以内に完了するもの  
であること。

(4) 現場責任者を置くこと。ただし、特定  
事業区域の面積が 3,000 平方メートル以  
上の場合にあつては、現場事務所を設置  
し、かつ、当該現場事務所に現場責任者  
を置くこと。

(5) 特定事業区域の表土が安全基準に適  
合する土砂等であること。

(6) 特定事業が完了した場合において、当  
該特定事業に使用された土砂等の堆積の  
構造が、特定事業区域以外の地域への当  
該土砂等の崩落、飛散又は流出による災  
害の発生のおそれがないものとして規則  
で定める構造上の基準に適合するもので  
あること。

(7) 第 12 条第 1 項第 8 号に規定する搬入  
計画における特定事業に使用される土砂  
等の発生場所が特定していること。

(8) 第 12 条第 1 項第 8 号に規定する搬入  
計画において、許可を受けた日から 6 月  
以内に土砂等の埋立て等に着手する計画  
となっていること。

(9) 特定事業が施工されている間におい  
て、特定事業区域以外の地域への排水の  
水質検査を行うために必要な措置が図ら

(1) 立地基準 小規模埋立て等に供する  
区域及びその周辺における道路、水路そ  
の他の公共施設の維持管理上支障がない  
こと。

(2) 構造基準 土砂等の崩落、飛散又は流  
出による災害の発生のおそれがないもの  
として規則で定める構造上の基準に適合  
していること。

(3) 一時たい積以外の小規模埋立て等に  
ついては、小規模埋立て等に使用される  
土砂等の採取場所が特定していること。

れていること。

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号及び第4号並びに次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 特定事業が1年以内に完了するものであること。

(2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。

(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第6号及び第10号並びに前項第3号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第15条 第9条の許可を受けた者は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 第5条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第2号の規定は、適用しない。

(変更の許可)

第8条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について変更しようとするときは、市長に申請書を提出し許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定による命令に従って、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先(法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)
- (2) 変更の内容及びその理由
- (3) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあつては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。
- 5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあつては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。
- 6 前項の規定にかかわらず、第9条の許可に係る小規模埋立て等の特定事業区域の面積を変更する場合にあつては、変更後の特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上となる申請をすることができない。
- 7 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。
- 8 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。
- 9 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項(第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。)の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。
- 2 第5条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の条件)

第16条 第9条の許可(前条第1項及び第27条第1項の許可を含む。以下この章(第18条を除く。))において同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(名義貸しの禁止)

第17条 第9条の許可を受けた者は、自己の名義をもって、自己以外の者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

(特定事業の着手の届出)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積(次条において「一時的堆積」という。)を行う場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)から発生し、

(許可の条件)

第9条 第5条の許可(前条第1項の許可を含む。以下第21条までにおいて同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、当該第5条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(土砂等の搬入の届出)

第10条 第5条の許可を受けた者が当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉県条例第12号)第7条第1項に規定する安全基準に適合する土砂等であることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、同項に規定する安全基準に適合する土砂等であることを証する書面の添付を省略することができる。

又は採取された土砂等である場合であつて、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認める場合  
(土砂等管理台帳の作成等)

第 20 条 第 9 条の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合を除く。)  
を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1 年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段

(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)

(3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の 1 日当たりの量

(4) 前 3 号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第 9 条の許可(当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合に限る。)  
を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1 年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の 1 日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(3) 前 2 号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前 2 項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(地質検査等の報告)

(土砂等の量の報告)

第 11 条 第 5 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模埋立て等に使用された土砂等の量(当該小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、搬入され、及び搬出された土砂等の量)を市長に報告しなければならない。

(地質検査等の報告)

第 21 条 第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該一時堆積特定事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第 22 条 第 9 条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第 20 条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第 23 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第 24 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が 2 月未満であるときは、届け出ることを要しない。

第 12 条 第 5 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模埋立て等<sup>1</sup>に供された区域の土壌についての地質検査及び当該小規模埋立て等<sup>1</sup>に供された区域以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

(標識の設置等)

第 13 条 第 5 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等の期間中、小規模埋立て等<sup>1</sup>に供する区域の見やすい場所に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第 5 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等<sup>1</sup>に供した区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(小規模埋立て等の廃止等)

第 14 条 第 5 条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。当該許可に係る小規模埋立て等を 2 月以上中止しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をしなければならない者は、土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、特定事業による土壌の

(小規模埋立て等の完了等)

第15条 第5条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出事項が許可の内容に適合しているかどうかの検査を行わなければならない。

汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。

3 第9条の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第27条 第9条の許可を受けた者から当該許

可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意(近隣の住民の同意を除く。)を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び連絡先(法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(2) 譲受けの相手方の氏名、住所及び連絡先(法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(3) 申請者が第14条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第14条の規定(第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。)を準用する。

5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

(相続等)

第28条 第9条の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

(承継)

第16条 第5条の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該小規模埋立て等の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該小規模埋立て等の全部を承継した法人は、第5条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して 10 日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第 10 条第 1 項(第 15 条第 1 項及び前条第 1 項において準用する場合を含む。)の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

(措置命令)

第 29 条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第 9 条の許可を受けた者(第 15 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 9 条又は第 15 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 30 条 市長は、第 9 条の許可を受けた者が

2 前項の規定により第 5 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令)

第 17 条 市長は、第 5 条の許可を受けた者(第 8 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したものを除く。次条において同じ。)が第 7 条第 1 項第 2 号に規定する構造基準に従った小規模埋立て等をしていないと認めるときは、必要な改善を執るべきことを命ずることができる。

(停止命令等)

第 18 条 市長は、小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第 5 条の許可を受けた者に対し、当該小規模埋立て等を停止し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(撤去命令等)

第 19 条 市長は、第 5 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者に対し、当該小規模埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 20 条 市長は、第 5 条の許可を受けた者が

次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第9条、第15条第1項又は第27条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第9条の許可に係る土砂等の埋立等を引き続き1年以上行っていないとき。

(4) 第14条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第14条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。

(5) 第14条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第14条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。

(6) 第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(7) 第16条の条件に違反したとき。

(8) 第17条の規定に違反して、自己以外の者に特定事業を行わせたとき。

(9) 第19条から第23条までの規定に違反したとき。

(10) 第28条第1項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第14条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。

(11) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第5条又は第8条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(3) 第9条の条件に違反したとき。

(4) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 第17条、第18条又は前条の規定による命令に違反したとき。

- 2 前項の規定により第5条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模埋立て等について第18条又は前条の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第 31 条 市長は、第 24 条第 6 項、第 25 条第 5 項、第 26 条第 5 項又は前条第 2 項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 24 条第 6 項、第 25 条第 5 項、第 26 条第 5 項又は前条第 2 項の規定に違反した者が行った特定事業により、当該特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、直ちに、当該特定事業を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第 32 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該特定事業について第 24 条第 3 項の規定による廃止の届出、第 25 条第 3 項の規定による完了の届出若しくは第 26 条第 3 項の規定による終了の届出をした日又は第 30 条第 1 項の規定による第 9 条の許可の取消しの通知を受けた日から 5 年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第 4 項において同じ。)の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第 42 条第 3 号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第 9 条の許可を受けた者は、第 20 条に規定する土砂等管理台帳を同条第 1 項又は第 2 項の規定による閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第 41 条第 4 号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

第 5 章 特定事業に係る土地所有者の

## 義務等

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第 33 条 土地の所有者は、第 10 条第 1 項(第 15 条第 1 項及び第 27 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積特定事業以外の特定事業である場合にあつては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第 12 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては同条第 2 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第 10 条第 1 項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第 10 条第 1 項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第 34 条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第 7 条第 3 項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第 10 条第 1 項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第 29 条第 1 項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第 10 条第 1 項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使

用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第6章 雑則

##### (報告の徴収)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

##### (立入検査)

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、試験の用に供するのに必要な限度において当該土砂等を無償で採取させることができる。

- 2 前項の規定により、当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### (許可等に関する意見聴取)

第37条 市長は、第9条、第15条第1項又は第27条第1項の許可をしようとするときは、第14条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、第30条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

##### (報告)

第21条 市長は、第5条の許可を受けた者に対し、必要があると認めるときは、小規模埋立て等の執行状況について報告させることができる。

##### (立入検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、小規模埋立て等を行う者の事務所又は小規模埋立て等に供する区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により、立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

##### (知事への通報)

第23条 市長は、小規模埋立て等に供する区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、直ちに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

##### (縦覧)

第24条 市長は、小規模埋立て等の許可をした場合には、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積、当該小規模埋立て等の構造その他規則で定める事項を記載した書面を、当該小規模埋立て等が施工されている期間中、縦覧に供しなけれ

(手数料)

第 38 条 第 9 条、第 15 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を申請を行う際に納めなければならない。

(1) 第 9 条の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が 300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満) 1 件につき 20,000 円

(2) 第 9 条の許可に係る申請手数料(特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上) 1 件につき 48,000 円

(3) 第 15 条第 1 項の許可に係る申請手数料(第 9 条の許可に係る特定事業区域の面積が 300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満) 1 件につき 10,000 円

(4) 第 15 条第 1 項の許可に係る申請手数料(第 9 条の許可に係る特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上) 1 件につき 28,000 円

(5) 第 27 条第 1 項の許可に係る申請手数料 1 件につき 28,000 円

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 34 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 9 条、第 15 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者

(3) 第 17 条の規定に違反して自己以外の者に特定事業を行わせた者

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 19 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

ばならない。

(手数料)

第 25 条 第 5 条又は第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(1) 小規模埋立て等許可申請手数料 1 件につき 20,000 円

(2) 小規模埋立て等変更許可申請手数料 1 件につき 10,000 円

(委任)

第 26 条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

(罰則)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 5 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者

(2) 第 17 条、第 18 条、第 19 条又は第 20 条第 1 項の規定による命令に違反した者

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第 20 条第 3 項、第 21 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第 32 条第 3 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者

(5) 第 36 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 15 条第 9 項、第 18 条、第 24 条第 3 項、第 25 条第 3 項、第 26 条第 3 項又は第 28 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、標識を掲示せず、又は境界を明らかにする表示をしなかった者

(3) 第 32 条第 1 項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(2) 第 11 条、第 12 条又は第 21 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 22 条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 16 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 13 条第 1 項の規定に違反して標識を設置しなかった者

(両罰規定)

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 議案第 1 号

### 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について

#### ( 1 ) パブリック・コメント手続の意見募集の結果について

平成 3 0 年 3 月 8 日 ( 木曜日 ) から平成 3 0 年 4 月 6 日 ( 金曜日 ) までの間  
ご意見の募集を行いました。寄せられたご意見はありませんでした。

#### < 参考 >

##### 意見の提出方法

郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所 環境部環境保全課 宛て 4 月 6 日の消印有効 ( 募集期間最終日 )
持参の場合	○市役所 5 階 環境保全課 ( 土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ) 受付時間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
	意見投函箱 ( 17 箇所 ) ○市役所 1 階総合案内 ○いちいのホール 1 階関宿支所 受付時間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ( 土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ) ○各公民館 ( 休館日を除く。 ) 受付時間 : 各施設とも開館時間内 各図書館 ( 休館日を除く。 ) 受付時間 : 各施設とも開館時間内
ファクシミリの場合	( FAX 番号 ) 04-7124-6242
電子メールの場合	市ホームページから送信できます。

## 条例制定案及び現行条例対照表

(下線の部分は改正部分)

制定案(修正後)	制定案(修正前)	現 行
<p style="text-align: center;"><u>野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、<u>土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況の把握、監視及び住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるとともに、千葉県と連携して不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(特定事業に係る土地所有者等の同意等)</p> <p>第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、<u>あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第10号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、<u>あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)</u>の同意並び</p>	<p style="text-align: center;"><u>野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、<u>土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況の把握、監視及び住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(特定事業に係る土地所有者等の同意等)</p> <p>第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、<u>あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第10号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、<u>あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(同項に規定する土地の所有者を除く。)</u>の同意並び</p>	<p style="text-align: center;"><u>野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、<u>小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、小規模埋立て等の状況の把握、不適正な埋立て等の監視、住民からの苦情の処理その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

制定案(修正後)	制定案(修正前)	現 行
<p><u>に当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(許可等に関する意見聴取)</u>  第37条 市長は、第9条、第15条第1項又は第27条第1項の許可をしようとするときは、第14条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長(以下「本部長」という。)の意見を聴くことができる。</p> <p>2 市長は、第30条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、本部長の意見を聴くことができる。</p>	<p><u>に当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前各項の規定にかかわらず、規則で定める場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>(知事への通報)</u>  第37条 市長は、特定事業区域の土壤が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。</p>	<p><u>(知事への通報)</u>  第23条 市長は、小規模埋立て等に供する区域の土壤が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めたときは、直ちに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。</p>